

議事日程(第5号)

令和3年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第35号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第2 議案第36号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第4 議案第39号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第40号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第43号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第44号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第38号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第45号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 追加1 日程第1 議案第46号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第35号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第2 議案第36号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第4 議案第39号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第40号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

て

- 日程第8 議案第43号 道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第9 議案第44号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第38号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第11 議案第45号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
追加1 日程第1 議案第46号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
日程第12 議員派遣の件
日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員(14名)

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 島埜内 遵君
教育長 …………… 川上 浩君 代表監査委員 …………… 森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 長友 和也君
農業政策課長 …………… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 徳永 恵子君

町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。昨日6月15日火曜日午前9時半より、第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長と関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告をいたします。

今定例会に新たに付議されました案件は、議案第46号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）の1件であります。執行部より、13日日曜日の未明に、大雨により町内で土砂崩れが発生したためなどの説明を受け、意見を求め、委員より詳細説明資料を配布することが求められましたので、本日配布されております。その他特に意見はなく、この1件を追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、追加1の1件を追加し、日程第11の次に議題といたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。

したがって、追加1を日程第11の次に追加し、議事を進めます。

日程第1. 議案第35号

日程第2. 議案第36号

日程第3. 議案第37号

日程第4. 議案第39号

日程第5. 議案第40号

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第8. 議案第43号

日程第9. 議案第44号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてから、日程第9、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。おはようございます。報告いたします。令和3年第2回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第39号高鍋町税条例の一部改正について、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の関係部分の2件です。

まず議案第39号高鍋町税条例の一部改正については、6月10日第3会議室において委員7名出席、担当の税務課、要点筆記の事務局職員の出席の下、資料に基づき説明を受け、審査を行いました。また、6月15日に調査まとめを行った結果を報告いたします。

この一部改正は、令和3年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されたことにより税条例の関係部分を改正するもので、外国人労働者の個人住民税における国外親族の控除扶養親族対象者を明確にすることが目的であるが、同時に日本人の国外居住者にも影響があることとなることから、改正が必要となったものと説明がありました。委員より、国外居住の日本人で、控除非対象者とは、の質疑に、留学生ではない方や外国で所得がある方等の答弁がありました。6月15日、まとめに入り、討論を求め、討論はなく、採決に移り、賛成全員で、議案第39号高鍋町税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の関係部分について、報告します。6月10日から6月14日まで、委員7名全員出席、担当課及び要点筆記の事務局職員の出席の下、資料に基づいて詳細説明を受け、審査を実施。また、6月15日に調査、まとめを行い、その結果について報告します。審査の全てを報告すべきですが、割愛する部分がありますことを御了承ください。

まず、財政経営課です。商工会館の教育委員会及び選挙管理委員会占用部分の警備の委託料を計上したと説明があり、委員より警備費は建物の持ち主が払うべきで、町はそれを負わないのではないかと質疑があり、今回の警備は現在の庁舎第2別館では現教育事務所の警備を行っていないが、教育委員会や選挙管理委員会の所有する情報は大変重要なもので、セキュリティの面からも町が責任をもって個人情報保護を目的として管理すべきであるとの考えから、補正を行ったと答弁がありました。また、委員より、月額4万4,000円の委託料について、町と商工会議所で今後協議を行ってほしいとの要望もありました。

次に、町民生活課では、染ヶ岡高鍋町一般廃棄物処分場で、ろ過水、流量計に中和剤の

希硫酸による腐食が原因と推測される漏水が確認されたので、取替工事の工事費の計上があると説明があり、委員よりどの頻度で点検を行っているのかの質疑に、週1回と答弁があり、今回の修繕は初めてで、以後小まめに点検整備を行うこととすると答弁がありました。

次に、健康保険課では、コールセンター業務が7月末から令和4年3月末まで、8か月間延長に伴う委託料の増額があり、国庫補助金から100%補助によるものと説明がありました。また、健幸アンバサダー養成では、町民の方々に健康に無関心層への健康づくりのきっかけになるアプローチをしていただける人材確保のため、講座を開設するためのものと説明がありました。委員より、コールセンターの業務はどのようなものか、の質疑に、月曜から金曜まで朝9時から夕方5時まで、火曜日は予約に集中し、予約受付定数に達した後も対応を続ける。ほかの曜日はキャンセル受付、苦情受付、その他情報提供を行っているとの答弁がありました。

続きまして、総務課です。高鍋町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の規定に基づき、令和3年3月31日付で32年間勤務された方が退職され、30万円の功労金を支給すると説明があり、委員より指導員は確保できているのか、の質疑に、今回1名退職したが、2名を採用したとの答弁がありました。また、防災行政無線の戸別受信機を100台購入し、希望者に無償貸与すると説明があり、委員より屋外スピーカーが聞きづらい方への対応は、の質疑に、戸別受信機やSOSメール、テレビの災害情報を活用してほしいとの答弁がありました。

次に、地域政策課です。広報たかなべ作成業務の委託料は、現在の紙面を一新するため、企画、取材など職員で行ってきた業務を企画提案、構成、紙面デザイン、印刷製本、仕分け業務等を一括して業者に委託するもので、職員による現地取材の強化、広報の充実につながるという説明があり、委員より広報誌の制作会社選定に町民の参加をさせてみては、の提案には、町内3業者から指名型プロポーザル方式で選定し、広報誌面づくりにおいて町民が撮影した写真の採用などを通して、紙面に反映させていくとの答弁がありました。

また、高鍋高校、高鍋農業高校の魅力化を図り、人材確保に取り組み、活性化や関係人口創出につなげていくことを目指すと説明があり、委員より高鍋高校の学力向上事業とは何か、スタディサプリを使った学習のてこ入れ、高鍋農業高校の魅力ある農業教育推進事業とは何かには、地域と連携した商品開発、地域農家へ農高の高度な技術を紹介したり、つくる、売る、稼ぐまでを学習することを目指すもの、との答弁がありました。

高鍋町地域新電力会社事業化可能性調査業務委託では、本町における自治体新電力事業の実現可能性について、事業収支シミュレーションや電力の調達方法、顧客獲得方法など、専門的な知見に基づき、事業実施の検討に必要な調査業務を委託するものと説明があり、委員よりどのような調査内容かの質疑に、内容は、1、事業運営体制、機能整備方針。2、需要家獲得、電源調達方針。3、事業収支シミュレーション、収支計画。4、事業開始までに必要な実施項目、スケジュールとの答弁がありました。

シミュレーションの結果がよい、悪いの判断基準は持っているかの質疑には、調査した結果でしか判断することは難しいと答弁がありました。また、他自治体の調査は行ったのかについては、延岡市は一般家庭等の小口需要を中心に計画を進め、小林市は事業所、公共施設等の大口需要中心の需要家対象に事業を実施していると答弁があり、委託業務は拙速過ぎるのでは、の質疑に、判断については慎重に行うと答弁があり、調査結果や経過報告は議会に説明を実施すると答弁がありました。

福祉課では、民生委員・児童委員は、令和元年度一斉改選を行い、定数48名を委嘱できたが、昨年度、1名お亡くなりになり、1名が病気による辞任のため、2名の欠員を生じているが、今年度、黒谷、松本、山下地区の候補者が見付き、推薦会を開催したとの説明がありました。また、一真持田保育園の園舎改修工事では、事業費の一部を補助するものと説明があり、委員より、新園舎の場所はどこかの質疑に、借園舎はつくらず、プール跡地から園庭に南北に建設予定であること、土地に余裕がないので、工事車両等の駐車場は近隣で調達していくと答弁がありました。また、プールはつくるのか、との質疑には、つくらないと答弁がありました。

低所得の子育て世帯支援特別給付金事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世代の雇用動向の悪化、失業や収入減で家計に困難を抱える世帯に生活の支援をするために、子ども1人当たり5万円を給付するものと説明があり、ひとり親世帯で令和3年4月児童扶養手当を支給されているものには、4月30日に県から直接支給済みであり、また、ひとり親世帯以外の対象者分では、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を支給されているものについては6月中に案内し、7月下旬までに支給するものとの説明がありました。委員より、申請が必要な方が申請していただくための方法があるのか、との質疑には、本年1月1日以降に家計が急変した世帯については、お知らせかなべ、町ホームページ、社会福祉協議会等で貸付け相談や貸付けを受けた方を確認し、連絡をしていくと答弁がありました。

議会事務局、監査では、児湯郡(市)町村議会議長会の事務局となったので、会計年度任用職員を任用したことに伴う増額と説明があり、委員より、この事務局はどのようなものか、の質疑に、児湯郡の議長の集まった組織で、定期的に定例会を開くこと、東京での全国町村議会議長会研修に職員の引率、県知事、県議会議長への要望作成などを業務とすると答弁がありました。

6月15日に財政経営課財政管理費の役務費で計上されている不動産鑑定手数料に伴い、財政経営課、議会事務局職員を同行し、公売予定の教職委員住宅5棟の調査を行いました。室内に残されている家具などがありましたので、その分を町民に譲渡するなど、処分してほしいとの提案がありました。

まとめに入り、討論を求め、商工会館に入居予定の教育委員会、選挙管理委員会部分の警備委託に支出することには反対との討論があり、他に討論を求めたが討論はなく、採決に移り、賛成多数で議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)中関係部

分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第39号高鍋町税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行。文教産業建設委員会全員より、委員長報告に対しての新電力事業についての質疑は提出しておりましたが、その後、執行部より新電力事業の資料もいただきましたので、少し質疑内容が変わりましたが、質疑内容を1から4の順をおいて記述しております。1項目ずつ答弁していただきたいと思っております。

①自治体新電力推進事業とは、そもそもどのような事業なのか。委員会で具体的に審査されたと思いますので、お聞かせください。それと、この案件は、どのようなところから相談か提案か分かりませんが、あったのか、調査はどのようなところに頼まれるのか、審査で出ていけばお聞かせください。

②一般質問で延岡市長にも話を聞いたということですが、ほか自治体事例に関して十分調査されているのか。延岡市の新電力創業事業計画には、延岡市が設立するほか地域新電力会社に求めるものの回答、そして、これはすごいんですね。市民、事業所ともに電気代を安くすることと市をよくするための財源の確保、また地方交付税の急激かつ大幅な削減のような事態が起きた場合、地方自治体が独自の財源を持っているか否か、市民サービスの確保にとっては、極めて重要と記載されております。そこまでであれば、この新電力推進事業はやるべきと考えます。しかし、そこまですばらしい案件であれば、全国の自治体がほぼやり始めると思うのですが、資料では全国自治体は、全国1,724プラス特別区が23でありますので、1,747ありますが、その中でわずか52か所の自治体しか、なぜやっていないのかなという疑問もあります。

また、的外れかもしれませんが、10年後以降、安全で、安価な新エネルギーが開発された場合や力のある競合他社が出てきた場合、それが逆に財政負担になってしまうことがないのか。自治体の出資割合にもよるでしょうが、途中でやめることができるのか等の話が出ていないのか、お聞かせください。

③です。一般質問でシミュレーション結果に基づき判断するということでしたが、その前に新電力事業に取り組んでいるところの事業収支ほか現在に至る現況など、これは審査の中で必ず出てきていると考えますので、お聞かせください。

④は、8月に調査業務委託、10月に調査結果報告、12月に事業判断決定だと聞いておりますが、数か月で判断するのであれば、くれぐれも慎重に調査していただきたいというような話が出たのか。この4項目めは、委員長報告の中で、今委託業務は拙速過ぎるので、判断については慎重に行くと答弁があり、調査結果や経過報告は議会に説明を実施すると答弁がありましたので、これは答弁は要りません。

お願いします。

○議長（緒方 直樹） 委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番、委員長。①新電力推進事業そのものはどのようなものかに対しては、この内容を含めて調査、これからやるかやらないかの調査でありますので、内容そのものの審査は行っておりません。具体的な内容ですね、何がどうなるという部分の審査は行っておりません。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 失礼しました。具体的内容と申しますと、これは電力を小売するための事業であるということです。どういうふうな形で小売する部分についての内容は示されませんでしたので、お答えします。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） お答えします。この事業は、電力を買い取り、小売するものであり、ほかに発電所をつくったりとか、ソーラーで発電したりとか、そういうもので改めてつくるものではないという内容の答弁がありました。

②の質疑ですが、この部分はいくまでも延岡市の参考資料をその場で見せていただいて、それを判断するほどの時間ありませんでしたので、ましてこれは調査委託ですので、この内容についての詳しい審査はしておりません。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時44分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。失礼いたしました。②の質問に関

しては、延岡市地域新電力会社創業事業計画等を参考文献としていただきました。その内容につきまして多岐にわたる質疑がありましたが、しかしシミュレーションすることの予算のため、延岡の事例がそのまま当てはまる状況ではないとのため、説明はなされませんでした。執行部が延岡と小林に調査に行ったというのは、先ほどの報告書にも出しましたが、新電力関連の調査は行っているというふうに説明がありました。

③の、先ほど一般質問でシミュレーションに基づき判断するということでしたが、という分に関しては、報告でお伝えしましたとおりです。④の8月の調査業務委託、11月に調査結果報告、12月というのは先ほど言われましたように、報告でお伝えしました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行。この案件ですね、町長の思いも強く、新たな部署までこれはつくられたんです。延岡市新電力創業事業計画の中に、ちょっと待ってください、財源は努力せずに、これは創業事業計画の中です。「財源は「努力せずに天から降ってくる」ものではなく、2003年のいわゆる「地財ショック」（地方交付税の急激かつ大幅な削減）の——これはあり得るでしょうけど——のような事態が万一起きた場合、地方自治体が独自の財源を持っているか否かが市民サービスの確保にとって極めて重要であることを考えると、市民負担を増やすことなく財源を確保する方策が必要である」。

ほかにも、「財源確保、「実質的な可処分所得」向上、環境保全への貢献などを考えると、延岡市が①家庭や中小事業者等の電気代を引き下げながら、②市の財源を確保し、さらに③その事業が我が国の電力システム改革を生かしながら将来的には環境保全に貢献するという「一石三鳥」を目的とした新電力事業を立ち上げることは、まさに時宜にかなった取組とも言える」。すごいですね、これね。タイミング的にかなった取組ということなんですよね。という記載があるわけですが、これは重要案件ですよ。あれば調査する価値があるのでは。調査することはいいのかなと思いますが、その前に多くの議論をするべきだと思います。

これは例えば、誰かが言っていましたが、九州電力の高鍋営業所がこの件をどのように思うんでしょうかねとか、どうやって多くの電力供給を図るんですかねと、これはいろいろあるでしょう、ほかにも。先ほどの①の質疑に対してですが、これ調査されていませんでした。何か言われたら。これよかったです、これ。まさに先ほどの答弁をいただきましたが、先ほどの件何もなければ、これは話にならんと。そのレベルの審査も委員会でできなかったんですかと申し上げるところでした。この件は、資料にも出ておりました、実は。ちょっと待ってください。どうもすいません。

①の答えはこれかなと思います。地域内の顧客に地産地消の電力や再生エネルギーを活用した電力等を販売し、それらの調達単価と小売単価の差額を収益とする形と。ということは、先ほど申し上げられたように、電気を買って、それを売るんですかね、よく分かり

ませんが、だから新たに電力をつくる作業なのかとか、電気を買って、それを売るんですかというような質疑だったんですが、もうその審査が本当にされてなかったら、これは言語道断だと、その委員会としては。

次、②は、これはしょうがないと思います。多岐にわたる質疑があったと。これは後日の問題になると思います。あとが、これは一般質問の③ですけど、報告でしてないでしょう、これ。してないですわ。私はまた自治体の調査を行ったほかには、この答えというのは延岡市は一般家庭等の小口需要を中心に計画を進め、小林市は事業所、公共等の大口需要を中心に、需要化対象に事業を実施しているという答弁が、これは答えですか。何ですか、この答え。大体、この資料を見ていけば、小林市は出資率90%となっています。石川県加賀市の100%、埼玉県秩父市95%に次いで、これは全国3番目の出資比率です。事業出資地、現在に至る状況をきちんと内容を含めて調査していれば、非常に参考になったと思うんです。そのようなことは委員会では何も話は出なかったんですか。

この件です。2回、1時間ぐらい審査されたと聞いておりますが、この審査にこのぐらいの審査しかされていないということですか。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） お答えします。質問に関しまして、あくまでも高鍋町地域新電力会社事業化可能性調査業務委託ですので、ここの中では担当課の説明もありましたが、あくまでも事業化をできるかできないか、それに向かって何をすべきかという部分の調査業務を専門家に委託するための、この委託料であるという説明をいただきました。

③の質問ですが、報告の中にシミュレーションの結果がよいか悪いのかの判断基準を持っているかという質疑を委員が質問しました上で、調査をした結果でしか判断することは難しい。できないというふうに答弁がありましたというふうに報告をいたしました。

あと、自治体の部分については、延岡市の部分と小林市の部分ですが、小林市の部分については2017年に会社を設立、2018年小売電気業を登録、2019年に事業所等への電力の供給、2014年4月からは一般家庭向けに供給、415件の契約、8,282キロワットの供給ということになっております。会社は、取締役が1名、社員が3名、うち1名が市からの出向であるというふうに説明がありました。ちなみに、第1期分の売上が1億9,257万8,000円、当期純利益が1,000万円程度の利益が出たというふうに説明を受けております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行。最後になりますが、1,000万円の利益が出たということなのですが、これはずっと永遠に続くかどうかというよりも、どこまで続くのかということと、先ほど申し上げたように、新エネルギーが出てきたりとか、近くの競合他社が出てきた場合とか、そのくらいの話も委員会ですとかなくちゃいけないんじゃないですか。（発言する者あり）それと先ほど申したとおり、なければならないのでいいんですが、この案件はどこからの相談とか提案か分からないと。この調査をして、どのようなところにさせるのかとか、これは物すごい大事なことでしょう。そういうことも委員会を出ていないんですか。おたくの委員会は何をされているんですか。

以上です。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。今の質疑に関しては、私の言葉が足りなかったと思いますが、少ない資料の中で質疑を行い、それを全てが納得できるものではございませんでしたし、納得できるものではあったという部分はありますが、先ほどの質疑の中であるような何もやっていないという部分はございません。まして本当に報告書は短くまとめてしまったものですから、事業内容であるとか、こういう部分はあくまでも調査会社を選定するための委託業務、選定するためのものであって、その調査会社イコール電力供給会社ではないというふうになっております。（発言する者あり）不規則発言を止めてください。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 発言を控えていただきますよう、お願いします。

続けてください。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 延岡市の資料はあくまでも延岡市のものであって、確かにそれを見て内容を執行部に尋ねることもありますが、あくまでも延岡であって、それを参考にしてやるものではない。人口規模が違う、企業規模が違う、そういうものは総務厚生委員会では皆さん理解しております。理解した上で、実際にどうなるのかという部分はまだ分からない。分からないからこそ、可能性調査業務ですから。可能性をどうするかという部分での調査業務を委託するということの説明がありました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 令和3年第2回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について、議案第41号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第42号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、議案第43号道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についての8件です。

審査は、6月10日から6月15日の4日間、第1会議室において委員7名全員出席、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局2名出席のもと行いました。また、現地調査は議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の農業政策課分の畜産クラスター事業のTMRセンターとTGフーズの建設予定地の調査を行い、現地にて説明を受けました。

なお、説明資料をもとに詳細説明を受け、委員より質疑が多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について、議案順に行います。

まず、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてです。尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、川南町と規約を定めるもので、現在実施している国営造成施設管理体制整備促進事業のうち多面的機能の適正な発揮に係る部分が令和3年度より新たに水利施設管理強化事業という恒久的な制度として新設されることに伴い、川南町に新たに事務の委託を行うものと説明を受け質疑に入りました。

委員から、高鍋町の財政負担はどのくらいになるのかとの質疑に、事業としては2つに分かれるが、全体の事業内容は今までと変わらないので、川南町での予算の組み替えになるだけで、高鍋町の負担額は変わらないとの答弁でした。

質疑を終了し討論を求めましたが討論はなく、議案第35号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてです。一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、新富町と規約を定めるもので、現在実施している国営造成施設管理体制整備促進事業のうち、多面的機能の適正な発揮に係る部分が、令和3年度より新たに水利施設管理強化事業という恒久的な制度として新設されることに伴い、新富町に新たに事務の委託を行うものと説明を受け、質疑に入りました。

委員から、水利施設管理強化事業の施設はどのような事業があるのかとの質疑に、事業の対象施設として取水施設は平原揚水機場、特別高圧変電所、平原送水路、余水吐、水管理施設は管理センターだと答弁でした。

質疑を終了し討論を求めましたが討論はなく、議案第36号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてです。鳴野(2)線の変更、(4)線の新規認定は(2)線の終点を延ばし、鳴野(3)線に接続する道路を鳴野(4)線として認定するものです。また、中河原(1)線は今後、住宅の改築等が可能となるように町道として認定するもの。久保田・堀川下線は起点側にある切原小橋が里道扱いの道路の橋であるため、管理がきちんとなされていない状況であるので、道路法に基づく橋として適切な管理を行うため、町道として認定を行うものであると説明を受け、質疑に入りました。

委員から、久保田・堀川下線に関して、切原小橋が架けられた時期はどの質疑に、切原川が河川改修を行い拡張されたときに架けられたとすることで、後日、昭和49年3月施工との報告を受けました。

質疑を終了し討論を求めましたが討論はなく、議案第37号については全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正についてです。令和3年度より、老瀬地区において農地整備事業が行われることによる地元分担金の負担割合を、本条例に追加するため所要の改正を行うもので、分担金の額は県営事業費の12.5%の範囲内で、当該事業の施行による利益を受ける土地に係る事業費より算出するものとの説明。ちなみに、本事業の負担割合については国が55%、県が27.5%、地元負担としまして17.5%で、この地元負担の内訳が町5%、受益者12.5%となります。

質疑に入り、委員から先日、小丸川土地改良区と促進協議会の方が議会に要望に来たが、今後どのように事業を進めていこうと考えているのかとの質疑に、負担軽減に向けて請願要請なども視野に入れながら進めていくと聞いているとの答弁でした。

質疑を終了し討論を求めましたが討論はなく、議案第40号について賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。高鍋町農産物加工施設は、加工食品の開発や地場産業の育成を目的に平成25年4月1日から稼働を開始し、平成31年度までは管理人を常駐させて運営を行ってきたところですが、開設以来、多くの方に利用していただいたが、施設設置の目的につながる動きにはなかなかつながりませんでした。

そこで、当該施設について本条例第5条の規定に基づき指定管理者制度を導入し、民間の活力による加工食品の開発や地場産業の育成を図るため、所要の条例改正を行うもので

す。主な改正点は、指定管理者が行う業務について施設の設置目的である加工食品の開発や地場産業の育成を図ることを明確化することや、利用料金制度の導入を新たに定め、使用料について利用料金として指定管理者が受け取ることを可能とするとの説明を受け、質疑に入りました。

委員から、指定管理業者を公募するということが、管理者には管理だけではなく利益も出せるようにしたほうがよいのではないかと質疑に、もともとの施設の役割は地場産品を用いた6次産業化や農商工連携による商品開発を行うということでしたので、その目的に合った管理運営を行い、指定業者を募集していこうと考えているとの答弁でした。

次に、委員から募集は全国から公募するのかとの質疑に、今、考えているのは町内の農産物などの事情を知っている町内事業者がよいのではないかと答弁でした。

質疑を終了し討論を求めましたが討論はなく、議案第41号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてです。条例の改正については、道路構造令の一部が改正され、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる自転車通行帯等に関する規定が新たに設けられたことを受け、県道の構造の技術的基準を定める条例が見直されたことに伴い、町の条例においても所要の改正を行うもので、主な改正点は自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定するものと説明を受け、質疑に入りました。

委員から、自転車の通行量が多いという判断の基準はどの質疑に、1日の通行量が500台以上となっているとの答弁でした。

次に、委員から、高鍋町に自転車通行帯を設置できる道路はあるのかとの質疑に、高鍋町での対象道路はしんきん通りの高鍋信用金庫から木城線までのみであるとの答弁でした。

質疑を終了し討論を求めましたが討論はなく、議案第42号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号道路占用料徴収条例の一部改正についてです。今回、九州管内の道路占用に係る占用料の額が改定されたことを受けて、県の道路占用料徴収条例が見直されたことに伴い、占用料の単価を県と統一するため所要の改正を行うもので、60項目中36項目を減額するものであるとの説明を受け、質疑に入りました。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第43号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分についてです。

まず、地域政策課です。文教産業建設常任委員会では、商工観光係で所管する予算に関しての説明を受けました。歳出ですが、負担金補助及び交付金は企業立地補助金は5,000万円、交付先は南薩食鳥株式会社で、令和元年4月の事業開始後、条例の規定

する交付条件を満たしたことによる補正です。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業の廃業を防ぐことを目的に、第三者への事業承継等に取り組む事業に対して、必要となる経費の一部を助成するものとして、第三者承継等支援事業補助金。町内の空き家物件を利用し、新たに出店等を行うものに対し、改装費や器具類購入費用の一部を補助し、また商店街にある店舗兼住宅の所有者に対し、物件改修費の一部をそれぞれ助成するものとして、空き店舗等活用賑わい創出支援事業補助金など8件が計上されています。

次に、キャッシュレスポイント還元事業委託費、プレミアム付き商品券発行事業補助金についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷している消費を喚起し、町内経済の回復を目的として実施する、高鍋町新型コロナウイルス感染症対策、消費喚起事業に係る経費で、今回の消費喚起事業では、従来のプレミアム付き商品券の発行に加え、感染症予防のほか精算時の混雑解消、店舗コストの効率化に効果があるとされているキャッシュレス決済の普及にも取り組むこととしているとの説明。

プレミアム付き商品券については、30%のプレミアム率で1万8,000組を発行予定、キャッシュレスポイントについては、キャッシュレス決済の支払額に応じてポイントを付与するとのことでした。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給等補助金は、新型コロナウイルス感染症対策のために町内の事業者が宮崎県や日本政策金融公庫の実施する制度融資を活用する際の利子補給を行うもので、令和2年度分の融資総額確定に伴い、不足する額を補正するもの。会計年度任用職員報酬は、新たに募集を行う地域おこし協力隊1名分の人件費で、本町における観光振興、交流人口拡大に資する事業の企画運営を担う人材を募集するとの説明を受け、質疑に入りました。

委員から、空き店舗等活用賑わい創出支援事業補助金、地域商業活性化イベント支援事業補助金の対象は、町内全域だと考えているのかとの質疑に、空き店舗等活用賑わい創出支援事業補助金の改装分に関しては町内全域だが、店舗住宅分離分に関しては条件から基本商店街を対象としている。

地域商業活性化イベント支援事業補助金は、商店街地区内のイベントか交流人口拡大のための大規模イベントを想定しているとの答弁でした。

次に、委員からキャッシュレスポイント還元は幾らにつき幾らになるのかとの質疑に、キャッシュレスの委託業者をどこにするかで変わるが、1回につき20%程度の還元で、約1か月の事業期間中の1人当たりの還元額上限は1万円までと考えているとの答弁でした。

次に、委員からプレミアム商品券事業に関して、実施主体はどこかとの質疑に、商工会議所が事務局になって実行委員会を立ち上げ、そこに対して補助を行うとの答弁でした。

また、委員から対象事業の範囲はどの質疑に、町内全ての事業所が募集対象だとのことでした。

次に、委員から灯籠まつりが10月29日、30日に予定されているが、コロナ禍での開催規模をどう計画しているのかとの質疑に、具体的なコロナ対策・規模はまだ実行委員会で詳しく協議はしていないが、屋台の飲食スペース等の工夫、入口の消毒の設置、マスク着用のチェックなど、県のガイドラインに遵守して行うとの答弁でした。

次に、建設管理課です。まず歳入についてです。社会資本整備総合交付金により実施しています町道の改良4路線と町内の橋梁の点検、補修の事業に係る補助金、公営住宅ストック総合改善事業に係る町営住宅の外壁改修等を行っている事業の補助金の増額で、いずれも国からの内示額が確定したことによる増額です。

また、補助率は道路改良、橋梁点検・補修が50%と55%、外周工事が45%となっております。

次に歳出ですが、土木総務費、新型コロナウイルス感染症対策費としてLANケーブル配線手数料、パソコンなどのウェブ会議用の備品購入費が計上されております。これは国土交通省が小丸川や国道10号に設置しています、カメラや水位観測データに接続できるようにするとともに、大規模災害時等に国土交通省と専用回線によるウェブ会議が開催できるようにするもので、災害時における迅速な連携・対応が可能になります。

次に、町単独道路改良は測量設計委託2件、工事請負7件中、南宮越公民館前の宮越地区排水整備、東町(1)線、堂ヶ瀬(1)線、羽根田・北牛牧線、坂本・古河線、中川池(2)線の6路線は継続して工事を実施してきており、堂ヶ瀬(1)線と中川池(2)線は今年度の完了を目指し、坂本・鳴野線の歩道整備は、持田団地B棟入口付近の一部歩道が整備できていなかった区間で、今年度用地購入が完了するもので、未整備区間の歩道整備を行うものです。

その他、土地購入2件、補償費は坂本・古河線の立木等の補償をおこなうものです。

次に、社会資本整備総合交付金事業は、不動産鑑定が1件、測量設計委託料5件、工事請負費は継続で実施しています天神鶴・茂広毛平付線、東光寺・鬼ヶ久保線など5件、土地購入は天神鶴・茂広毛平付線、東光寺・鬼ヶ久保線、中須ノ二(3)線の用地買収を行うもので、補償金は東光寺・鬼ヶ久保線と小丸出口・正ヶ井手線の建物や工作物の補償を行うものです。

次に、公園管理費。新型コロナウイルス感染症対策費は各公園に設置している手洗い器の蛇口のハンドル部分を、接触機会を減らすことを目的としてレバー式に変更するもので、今回16器の改修を予定、また舞鶴団地I棟の外壁などの改修を行う工事の予算が計上されています。

質疑に入り、委員から測量設計委託の東光寺・鬼ヶ久保線が補償再算定とあるがとの質疑に、1度計画時に計算はしてあるが、物価の上昇などに合わせ、機材など今の単価に置き換えて計算をし直すとの答弁でした。

次に、委員から国土交通省の光ファイバー網が接続されたら、今までとどう変わるのかとの質疑に、専用回線で国道10号の2か所、小丸川に実施してある10か所ほどの映像、

水位データ等を危機管理の部署と建設管理課の2か所で見ることができるようになるとの答弁でした。

次に、農業委員会です。歳入に関して、補助金の内示による増。歳出に関しては会計年度任用職員の居住地の変更に伴う通勤手当の増との説明を受け、質疑に入り、委員から会計年度任用職員の居住地の変更は町外かとの質疑に、町外であるとの答弁でした。

次に、農業政策課です。歳出についてですが、農業費の負担金補助及び交付金に関しては、生分解マルチ導入費の補助など例年と同様の交付となっております。

次に、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業ですが、国の補助事業、いわゆる畜産クラスター事業と呼ばれるもので、畜産の生産基盤を確保するとともに地域全体の収益力を向上させる計画、目的の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体を支援するもので、今回、高鍋町においてこの事業を活用した2件の新規事業が計画されていると説明を受けました。

ちなみに交付金は、施設整備をなされる自治体を通して国から交付される仕組みとなっている、いわゆるトンネル予算と呼ばれるもので、補助に関する町の負担はありません。

次に、工事請負費は農道舗装工事、ため池浚渫工事など4件、源泉施設管理費、測量設計委託費は平成7年に掘削した源泉について、現在まで一度も状態調査が行われておらず、近年、汲み上げるお湯にシルト分が含まれるようになっており、ケーシングの破損も疑われる状態ですので、井戸ケーシングの調査を含めて現在の送湯システムの見直しを図り、確実かつ効率的な設備運営ができるよう、改修計画を策定するものです。

会計年度任用職員報酬、地域おこし協力隊は昨年度1名の採用がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、人の移動については厳しい状況下にあったことから辞退されたため、再度募集をするもので、新規就農者支援事業補助金は、昨年度までの高鍋町地域農業リーダー経営安定支援事業を廃止し、農業活性化への取組としての農業後継者、新規就農者の育成支援に係る新たな制度として新規に設け、補助額は認定新規就農者には100万円、親元新規就農者には30万円を上限として所要の経費の2分の1を助成する計画をしており、今年度想定している新規就農者は3名とのことでした。

質疑に入り、委員から生分解マルチ導入について、国の助成はないのかとの質疑に、現在行っている国への要望の中に導入の助成を入れられないか検討をしている。また、市町村から県知事への要望の中には生分解マルチについて1項目新たに加えたところで、今後とも要望していきたいとの答弁でした。

次に、委員から先日の総括質疑で、今回国の補助を受けるTMRセンターの農地確保目標が500ヘクタールなのに対して、現状が250ヘクタールとあったが、新たな農地確保のために高鍋町の飼料作物の刈取りオペレーター組織の方とTMRセンターをつなぐことはできないのかとの質疑に、一緒に連携してもらえないかの要望は行っていきたいとの答弁でした。

次に、委員から源泉改修基本計画策定に関して、調査の内容と調査を行う期間の温泉の

営業はどうなるのかとの質疑に、井筒のどこかにクラックがあることが推測されていることから、カメラを入れて調査を行う、また営業に関しては毎年の大規模清掃時に行うので影響はないとの答弁でした。

次に、委員から桧谷ため池浚渫工事はどのように行うのかとの質疑に、今回は町の事業で1度水を抜いて干してから重機で土を運ぶように予定しているとの答弁でした。

次に、社会教育課です。まず歳出についてですが、町制施行120周年を迎えるに当たり、歴史と文教の城下町を達成するソフト面の取組として、仮称、八朔の誓いの周知を目的にカレンダーの作成と高鍋伝リメイク版の発行の予算を計上。コミュニティ助成事業補助金は、宮越自治公民館と葦江自治公民館に対しての補助で、財源は宝くじの社会貢献広報事業の助成金です。

次に、図書館費の工事請負費です。町立図書館は築40年以上が経過しており、老朽化に伴い外壁のひび割れ、屋上の雨漏り等施設利用に支障をきたす状態が続いており、昨年度の実施設計により外壁の改修、屋上の防水、空調、換気設備、照明、トイレ、玄関改修、外構工事に係る見込み額が算出されたため、今議会で予算を計上したと説明を受けました。工事費としては、予算は1億円を計上しております。

次に、美術館プリンターリース料は、展覧会ポスターや掲示物等サイズの大きな印刷が必要な際、これまでは図書館や農業政策課の大判プリンターなどを借りて行っていました。が、美術館での使用頻度が多いため、今回リースによる導入を行うためのものです。

また、新型コロナウイルス感染症対策費の工事請負費として中央公民館、美術館、スポーツセンターにトイレ手洗い器改修工事、備品購入費として中央公民館、図書館、美術館、歴史資料館にアクリルパーテーション等の購入費が計上されています。

次に歳入についてですが、新田原飛行場周辺整備助成補助金は、新たに防衛施設周辺民生安定施設助成事業補助金の交付決定によるもの。教育寄附金は、まいづるカード会の5月末の解散による剰余金からの教育委員会への寄附です。

質疑に入り、委員から町制施行120周年事業として、八朔の誓いの冊子カレンダーを作成するということだが、全戸配布を行うのかとの質疑に、全戸配布を行うとの答弁でした。

また、カレンダーだと時期が過ぎたら廃棄してしまうのではないのかとの質疑には、カレンダーのところは切り取れるようにするなど工夫をしたいとのことでした。

次に、委員からワイヤレスアンプの額が高額だと感じるがとの質疑に、コロナ禍で講座などを開催する際、十分な感覚をとると後まで聞こえないということが多くあったので、今回ツースピーカーのものを購入するとの答弁でした。

次に、委員から現在の図書館は他町の図書館に比べて利用しにくいなどと町民から聞くことがあるがとの質疑に、今回の工事は現状老朽化が進んでいるということからの通常使用に関しての工事になるので、町民の満足度や多目的な利用など、これからの図書館のあり方については今後、協議していきたいとの答弁でした。

次に、教育総務課です。商工会館移転に伴う新型コロナウイルス感染症対策用備品購入費は、商工会館移転後にフロア入口に設置するタブレット型サーマルカメラと窓口カウンターに設置するアクリルパーテーションの購入費です。新型コロナウイルス感染症対策費・備品購入費は、小学校、中学校分で、消毒液等消耗品、非接触型体温計等の保健衛生用備品、サーキュレーター等の教室の換気のための備品、保健室の衛生環境向上のための備品などです。

次に、西中学校の工事請負費は合併浄化槽更新工事ですが、現在の浄化槽法の構造基準に適していないことから、今年度行うトイレ改修工事に併せて工事を行うもので、財源には環境省の環境型社会形成推進補助金を活用しています。

次に、給食センター、給食調理等業務委託料の1,189万8,000円の減額補正は、入札の結果による減額補正との説明を受けています。

質疑に入り、委員から新型コロナウイルス感染症対策として、冬の防寒対策に関しても考えているとのことだがとの質疑に、窓を開けての換気は寒いので、何らかの対策を考えたいが、内容に関しては検討中だとの答弁でした。

次に、委員から近年、小中学校のトイレ工事が続いているが、あとどれくらい残っているのかとの質疑に、西中学校が最後で今年度から工事を行い、3年後に終了する予定だとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託された議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、質疑を行います。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。事前にこれ出してありますので、多分そこはきちんとしていただいたと思うんですが、住宅改修のための町道認定ということで報告がありました。これは、やはりそこには教職員住宅がありましたので、やはりそこを改善して公募、公売するというところで、私たちが調査に行きました。

その改善をしたい、改修をしたいというところは、ほかの並びにいっぱい住宅が建っているんですけども、そこだけの改修を目的とした町道認定路線となるのか、そここのところはどういう審査をされたでしょうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） お答えします。

確かに、教職員住宅が側近で関係してくると思いますが、将来にわたってほかの住宅にも関連しますので、今回、認定を行うものとの説明を受けました。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

津銀、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 44号についても、私は事前に委員長に対してというか、委員会に対して質疑を準備しておりますので、これを全て読み上げるとなると非常に時間がかかりますが、議長よろしいでしょうか。確認だけとります。

○議長（緒方 直樹） はい。

○11番（中村 末子君） それでは、お願いをしたいと思います。一応、いろんな形でありましたけれども、地域政策課のほうからちょっと質疑をしてみたいと思います。

先ほど、報告でプレミアム付き商品券については、全ての商店で使えるとあったんですけども、商工会議所主体となれば、商工会議所の加入者でないと使えないかどうか、そ

この確認をされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

実は、前のプレミアム付き商品券のことで、商工会議所に加入していないとだめだということと言われ、後で私が異議を申し立てた結果、これは入れたと。商工会議所に入らないとだめですよということではなく、全商店が使えますということで、いつでしたか、最初の頃のプレミアム付き商品券が発行されたときにはそういうことがありましたので、確認だけさせていただきたいと思います。

新商品開発があるんですけれども、ふるさと納税に係る部分なのかどうか。また、これまで開発された商品の認知度合についてはどうなのか、お伺いしたいと思います。

そして、空き店舗を活用しての賑わい創出については、先ほど全店舗だけ条件で商店と家屋が、住宅が一緒になっているところについては、商店が対象となるという報告がありましたけれども、イベントとしてはどういったイベントを行うのか、具体的な事例を聞かせていただければありがたいなと思います。

それから、南薩食鳥への企業立地奨励補助があるんですけれども、これは5,000万円投資して、その成果はどのように考えているのかという疑問をされたのかどうか。これは事前に出しておりますので、当然疑問をされたと思いますので、お伺いしたいと思います。

それから、キャッシュレスポイント還元について、なぜ広告費が必要なのかということ、またお年寄りはこのキャッシュレス決済については非常に難しい状況があるのではないかと、私は考えますが、しかし、お年寄りこそ年金はしっかりと入ってきますので、消費利用には金額、要するに売上げが上がると考えられるんです。お年寄り対策などはどういふうな形で行っていきたいと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊と観光協会との関係については、どのようなものだったのかをお伺いします。

それから、建設管理課関係では、舞鶴団地の全体状況について聞いてもらえないかどうかということをお伺いします。その理由、年数経過とともに劣化している部分が多くて、ほかの棟でも改修等が必要箇所はないのかどうか。そしてまた、空き家が多い状況にあります。要するにお年寄り及び堀の内団地から早い段階で移転などを促す意味で、エレベーター設置を1つの棟だけでもできないか、今後の計画を聞いていただきたいというふうに私は疑問を出しております。

それから、すいません、高鍋駅前、自動車等の駐車場費の運営状況について、詳しく報告がいただきたかったのですが、そこはどうでしょうか。油圧ショベルについては修繕だけで済むのかどうかということです。また、どのようなときに利用するのか。補償、補填及び賠償金については、先ほど詳細な説明がありましたので、そのところはもうよろしいかと思います。

事業一覧、別冊のページ2による宮越地区の排水整備で、ゲリラ豪雨時における配水はこれで十分となるのかどうかお伺いします。

また、同じくページ11の肥後川護岸工事については、どのような工法で行われるのかお伺いします。

農業委員会に関して、耕作放棄地はどのくらいの面積となり、集積できる可能性があるのかどうか。集積するとしたら、どのような計画の基、行っていくのかお伺いします。

農業政策課については、これ総括質疑でも委員長の報告でもございました。私が具体的にお伺いしたいのは、TMRセンターを建設したんですけれども、最終的に用地が不足し、計画がスムーズにいかなかった場合に補助金はどうなるのか、変換しなきゃいけないのか。また、その計画の概要図は示されているのか。これが、企業立地補助金とも関係が出てくると思うんですけれども、それが二重の補助金が出せるのかどうか、そこもちょっと確認をさせて頂きたいと思います。

生分解マルチについては、報告の中で別の補助をしっかりと対応していけるようにしたいということで、これは報告がありましたので、やはり何か農家の皆さんからもやっぱり環境問題で、別の国補助がないんじゃないだろうかということが言われましたので、そのところにもお伺いしたいと思います。

生産調整に関して、コロナ禍にあり、加工米などについても需要が見込めるのか、作った方がいいが廃棄するとなると、これまた大変な手間だと思います。キャベツ、ソバにしてもしかりだと考えますが、それはどのような内容になっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊の事については、いろいろ説明がありました。人材にどのような計画で採用し、人材について採用基準はどこにあるのか、また農業政策課関係での地域おこし協力隊についてはどうなのか。例えばある自治体では、どんな作物を生産したら高く買ってもらえるかという思いで発想し、シェフ出身の人に特化して来てもらう。山林の後継者不足で来てもらったら、なんと狩猟免許、シカなどを解体できる免許などを取得し、皮を加工するなめしも覚えて地域の特産品として販売できるまでになったなどの、これ報道であったんですけれども。

地域おこし協力隊については、当たり外れというところとすごく語弊があるんですけれども、それを見極めることも大事であるとの認識があるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

先ほど、桧谷について詳細な内容を知りたいということでお伺いしていたところ、水を抜いて重機で出すということだったんですけれども、私が高鍋に来てから、まずこの桧谷、いろんな池がたくさんありますけれども、そこでは一旦水を抜いて、いろんな人たちに参加してもらって、池の中にいる、要するに魚などをとっていただいて、持って帰っていただくとかいうような行事をされていたことを思い出したんですけれども、そういうイベントみたいなのをしないのかどうかということ。地域からどんな要望がだされているのか、お伺いしたいと思います。

社会教育課関係で、総合体育館改修時において、事故があり死亡されたとの報告があり

ましたけれども、その報告書の中には仕事の効率が悪いと判断したのか、普通なら設置されるものがなかったとありました。高鍋町として安全に工事を遂行するということを契約した会社と、どう話し合ってきたのか、詳しい内容が知りたいと私は思います。

歳入で、まいづるカード会からの寄附金がありますが、一般寄附かもしくは利用内容を示した寄附なのか、これ確認だけさせていただきたいと思います。

そして、コミュニティ助成事業については、報告はありましたけれども、どんな要望がされてきたのか、お伺いしたいと思います。

パーティーの大きさ及びコロナ後の利用はどのような計画があるのか、お伺いします。

図書館に関して、町長の方針は一貫性を私は欠いていると思います。当初は建て替え、次は現在のままで町中などに本を読める場所を構築すると、ころころと人の意見によって変わっております。今回の計画では、大きな予算を使い工事をし、具体的にはどのような利用をしやすい、利用していただけるものとなるのか。駐車場は別のところにあり、利用しにくいことには変わりないと私は考えます。できれば町民アンケートなどをとってからでも遅くはなかったと考えますが、この計画から考えると工事をする会社へのことしか考えていないように思いますが、どうでしょうか。

それから美術館の大判カラープリンターリースはどのような目的、印刷するにも、先ほど報告がありましたけれども、著作権等があり、ポスターなどの作成となると地域の印刷業さんとの絡みも出てくると考えるがどうなんでしょうか。今まで、図書館とか建設課とかそういうところから借りていたということなんですが、図書館もあそこに前の館長室、今の館長室ですか、にあったと思うんですけども、やはり置き場所がなくて大変に困っていらっしゃる部分もあったから、そういう意味ではああいうのを再利用できなかったのかということも踏まえて、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

フェイスシールドとはどのようなものを購入するのか。もちろん、マスク着用はされると思うんですがどうでしょうか。手洗い器の改修があります、中央公民館とか。これは自動で水が出るようにするためなのか、確認をするだけです。

講演会ワイヤレスガイドについては、美術館のみの購入であるのかどうか。資料館とか及び黒水邸など、いろんな場面での利活用が考えられるがどうなんでしょうか。やはり今、みんなコロナ禍にあって、なかなか人が接触できないという状況がありますので、高い買い物ではありますが、やはり皆さんにしっかりとこういういろんな講座にも参加していただきたい。いろんなこともちゃんと参加していただきたいというふうに思えば、ワイヤレスガイドはあと何個か買ってよかったんじゃないかなと思うんですけど、そのようなこと、委員会ではどのような質疑をされ、どのような説明があったのかお伺いしたいと思います。

合併浄化槽は修繕して使える見込みがあるのかどうか。割れてないのか、その辺のところをちょっと聞きたいんですけど、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） ここで休憩に入りたいと思います。

午前11時58分休憩

午後1時08分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 先ほど中村議員のほうからありました質疑について1つずつ答えていきますが、漏れがあったら、また御指摘を頂ければと思います。

まず最初に、地域政策課分ですが、プレミアム商品券についてですが、商工会議所会員に限らず、全ての事業所がプレミアム付商品券の取扱店として登録することが可能で、取扱店として登録する、しないは、各店舗の判断であるとのことでした。

次に、新商品開発があるが、ふるさと納税に係る部分なのか。また、これまで開発された商品の認知度についてということにお答えですが、新商品開発については、ふるさと納税制度における国が示す地場産品の基準にも合致するため、この補助金を活用して開発された商品については、高鍋町ふるさと納税への返礼品として登録を勧めていきたい。

また、これまで開発された商品の認知度についてですが、本補助金の活用実績というのはまだありませんが、以前、実施していた高鍋町地場産業振興対策補助金を活用して開発された商品の中には、高鍋町ふるさと納税返礼品として登録されているものやマスコミに取り上げられているものもあり、一定の認知度を得ているものと考えているとのことでした。

また、どういうイベントを対象としているかということについては、過去には、夕やけ市や餃子フェスに対しての補助を行っておりますが、今後、ほかのイベントからの申請があれば、補助対象となるということでした。

次に、南薩食鳥への企業立地補助金の成果についてですが、まずは、雇用の場の創出は、令和3年4月現在の従業員数が31名で、その他町内農畜産物を用いた加工品の製造については、株式会社日高ポトリの鶏肉、持田キャベツを使用、商品パッケージに高鍋町の観光地を掲載し、消費者への高鍋町をアピールや高鍋町ふるさと納税返礼品に登録をしているほか、災害時の緊急避難所として活用させていただくなど、成果があるものと考えているとのことでした。

次に、キャッシュレスポイントの還元についての広告費、また、お年寄りの対策についてですが、広告費に関してはキャッシュレス決済事業者が運営するウェブサイト上での告知に必要な経費のほか、対象店舗に掲載するポスター、チラシ等の作成経費を想定しており、購買意欲を高めることで消費を促すことを目的とするものです。

また、お年寄り対策については、キャッシュレス決済を利用したことがない方やスマートフォンの扱いが苦手な方に対し、電話または対面で操作説明を受けることができるなど

といったサポート体制が充実している事業者を選定する予定だということでした。

次に、地域おこし協力隊と観光協会の関係についてですが、今回の地域おこし協力隊の勤務先は観光協会を想定しており、観光協会における観光マネジメント、マーケティング業務等に従事してもらうほか、企画立案、運營業務にも携わってもらう予定だということでした。

次に、建設管理課分ですが、舞鶴団地の全体の状況についてですが、舞鶴団地全体の状況としては、老朽化がかなり進んでいる状況で、立地条件のほかに4階建てでエレベーターもないことから、他の団地と比較すると、空き部屋が増加しています。今後については、人口減少、少子高齢化により公営住宅としてのあり方も検討していかなくてはならない状況であり、町営住宅の再編も含め、生活困窮者への適切な住宅共有ができるよう検討していきたいと考えているとのことでした。

次に、駅前駐輪場の運営状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の決算見込みは令和元年度より減少になる見込みですが、今年度は昨年と比較すると、若干持ち直している状況であるとのことでした。

次に、油圧ショベルについてですが、油圧ホースの修繕で使用できるようになり、上永谷に搬入した土砂や木枝等を整備する作業に使用しているとのことでした。また、修繕を行えば今後も使用できるとのことでした。

次に、宮越地区の排水についてですが、今後、ゲリラ豪雨に耐えられるかという点と十分だとは言いきれませんが、雨水がはける時間は改良前と比較すると、かなり早くなるとのことでした。

次に、肥後川の護岸工事についてですが、恐らく、普通の河川の護岸工事でも実施しているブロック積になると思いますが、その工法検討も含めた測量設計を今回は行うものですとのことでした。

次に、農業委員会への質疑の耕作放棄地の面積と集積等の計画についてですが、これに関しましては、今回の議案とは直接関連がないので質疑は行っておりません。

次に、農業政策課分で、まず畜産クラスター事業についてですが、事業が頓挫するなどあれば補助金の返還などもあるかもしれませんが、500ヘクタールの確保に向けては、さらに農業委員会の協力を得ながら遊休農地等の確保に努めていくとのことでした。

また、計画概要図については事業計画書に示されており、開発行為申請にも用いられており、排水施設処理に関する図面等も整備されているとのことでした。

また、企業立地補助金については、要件を満たせば出ることになるということでした。

次に、生分解マルチについての利用拡大、また補助金の上乗せについてのお答えですが、廃プラスチック軽減に向けた環境保全の立場から生分解マルチの導入については、積極的な支援を行っていきたいが、現時点においては国庫補助がないため、町単独補助金で助成していかざるを得ないということで、財政部局と財源を考慮しつつ、補助金上乗せについて検討をしていきたいとのことでした。

次に、加工米などの需要と作物の廃棄についてですが、加工米については、契約相手先があることから需要は存在している。また、キャベツ、ソバについても青果市場との契約が大部分であることから確実な需要が存在しており、いずれの作物もつくり捨てになることはないとのことでした。

次に、地域おこし協力隊はどのような計画で採用し、また、人材についての採用基準はどこにあるのか。また、その人材の見極めについての認識についてのお答えですが、地域おこし協力隊の採用については、有機農業推進のために必要となる人材を確保する目的で募集を行っていて、人材の採用基準については、有機栽培、特別栽培の知識を有している方、農業系の高等学校や大学等の卒業者、農業関係の職歴のある方を優先して、よりよい人材の確保に努めているとのことでした。

次に、桧谷についての詳細と要望等についてですが、桧谷地区にある桧谷中ため池、桧谷下ため池の堆積土砂のしゅんせつ、今回はしゅんせつ工事です。

要望に関しては、今回は地元要望の事業ではなく、ため池の水深を確保するためのもので、魚を捕ったり、イベントについての質疑は、今回は行っておりません。

次に、社会教育課関係の質疑についてですが、まず最初の総合体育館改修の際の、総合体育館改修の際の事故に関しては、6月3日に執行部から説明があり、質疑の時間も設けられましたので、各議員、質疑等はその場で聞いているものと思われましたので、今回、この件に関しては質疑は行っておりません。

次に、まいづるカード会からの寄附についてですが、広く教育に関することに活用してもらいたいとのことで、教育寄附金として受け入れたとのことでした。

次に、コミュニティ事業（宝くじ助成）についての公民館からの要望についてですが、宮越地区については、冷蔵庫、テレビ、放送機材、LED照明、座卓、テントセットなどで、蓑江地区に関しては、テレビ、放送機材、LED照明、折り畳みテーブル、椅子、テント等の要望が出されております。

次に、パーティションの大きさとコロナ禍後の利用についてですが、まず大きさですが、講座等で使用する講師用は演台に設置する幅65センチ、高さ90センチ程度のものを、受講生には長机を仕切るタイプで幅40センチ、高さ60センチ程度のものを予定しております。

また、受付等で使用するものについては、各施設のカウンターの形状に合わせたものを作製するという事です。

また、コロナ禍後の利用に関しましては、コロナ禍後も講座や接客の際のパーティションの使用は当たり前のこととして続いていくものと考えておりますので、長く使用していくものと思っているとのことでした。

また、図書館に関しての質疑ですが、今回の工事は老朽化対策として実施するもので、今回の老朽化対策工事により現状の多くの問題が解消され、利用者の利便性は高くなると考えております。それを踏まえた上で、さらにどのような満足度の向上が図られるか図書

館協議会委員などからも意見を聞きながら、他の場所との利用性も含めて検討を進めていくべきだと思っておりますとのことでした。

次に、美術館の大型プリンターの購入についての御質疑ですが、リースについての質疑ですが、特別展や大きな企画展のポスター、チラシについては、従来どおり業者への発注を予定しており、大型プリンターは特別展等を含めた展覧会で使用する開催の挨拶などのキャプションや、例えば、作家の画業を示す年報、昨年度の秋月鶴山展といった、急遽、企画された企画外のポスター等の作成に活用をするということでした。

また、委員から質疑の図書館のプリンターの件に関しましては、今回は質疑は行っておりません。

次に、フェイスシールドはどのようなものかということについての質疑ですが、美術館で使用しますので、展示物に当たるおそれのある大きなものは避け、マスクと一緒に着用し、コロナ対策としての必要を考えながら購入をするとのことでした。

次に、ワイヤレスガイドは、ワイヤレスガイドの利活用についてですが、今回は美術館のみの購入となっておりますが、同じ社会教育課内の施設でありますので、資料館や黒水家住宅の団体対応の際も活用していきたいと思っておりますとのことでした。

最後に、合併浄化槽の修繕に関してですが、専門業者からの見積り徴収によるものであり、修繕により使えるものと判断しているとのことでした。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 事業が頓挫するなどあれば、国に対して補助金を返還することになると思います。（発言する者あり）はい。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 最後に質疑をしましたがけれども、これ美術館の合併浄化槽は修繕して使えるということで今、答弁を受けたんですけども、実は、美術館の合併浄化槽については、美術館やなかったっけ。どこやったか、美術館やない、総合体育館、スポーツセンター、総合スポーツセンターの合併浄化槽については、私、抜いてみらんと分からんじゃないかなとちょっと思ったから、これ質疑したんですよ。抜いてみないと。だから、これは今度は抜くだけのやつでしょう。抜くだけのやつでしょう。だから、それをちょっと確認したのかなと思って。説明書には、総合体育センターの今度、くみ取りというか、抜取りだけよね。抜取りだけに書いてあって、その後、合併浄化槽をまた使うのかなと思ってちょっと気になったからね、これは質疑をしたんですよ。だから確認だけしとかんと、抜き取ってみて、もしもう不都合があった場合にはまたやり替えるのかなと思ったりしたから、そこまで質疑していないのであればそれはやむを得ないと思うんです。質疑をしていないのであればやむを得ないと思うんですが、正直な話して、私がやはりそちらの委員会にいたら、そこまで質疑するだろうなとちょっと思ったんですよ。というのはね、やは

り確認をしちよかんと、この後で抜取りをした、さあ、何か使えないよねということになったときにはまた大きな費用が、費用負担が出てくるわけだから、やっぱりそこ辺のところをしっかりと議員が確認をしておかないといけなかったのかなというふうにちょっと思ったからそれ言っただけですので、質疑をしたんです。だからお答えはなくても結構なんです。

でね、1つだけ、これはね、ちょっと、もう一度確認です。地域政策課、最初の登録すれば可能だけど、登録すれば可能だけど、登録しなかったら駄目ということで、再度、確認ですけど、いいですか。だから登録の方法というのがあって、実は、前のときにさっきもちよっと話をしましたけど、ここはプレミアム商品券使えんと聞いたら使えないと、商工会議所に入っちゃらんと駄目と言われたという話があって、私、そういう商店に行っちゃよっと残念な思いをした部分があったもんだから、高鍋町の商店であればどこでも使えるというふうにとちょっと思っていた、思っていましたし、どうかなと思ったからちょっと質疑をしたわけですけど、再度、そこだけちょっと登録すれば、どういうふうな登録でいいのかなと。だから商工会議所に入るんじゃないかと、そのための登録ちゅうか、それがあるのかなと思って。ちょっと、そこだけ確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 今回のプレミアム付商品券の登録業者についてですが、登録方法についての質疑はしておりませんが、商工会館が実施主体となって行う実行委員会のほうで登録を行い、そこに申し込まれた事業所に関しては、会議所の会員関係なく全て受付ができるということでした。

浄化槽はいいですか。（発言する者あり）修繕費の中に。（発言する者あり）はい。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、賛成の立場で討論を行います。

染ヶ岡、俵橋地区への圃場の水は、地域の長年の悲願でした。時間が経過し、確かに水田というわけではありませんが、栽培する品目も多くなり、その収穫量を左右する水確保

は大切な課題でした。

そこでお願いしたいのは、まだ設置に慎重を期されている方もおられると思います。これからの農業は後継者をいかにつくり、集積を行い、農業しやすい環境づくりがあると考えます。高鍋、いや宮崎県の第一次産業である農業の発展のため、これからも事務は川南でもしっかりと農業者の意見が反映されることをお願いして、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第35号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、賛成の立場で討論を行います。

一ツ瀬の事業は、西都市及び新富、高鍋、木城にまたがる大きな事業です。当初計画からすると、年数経過とともにさま変わりしてきたというのが実態だと考えます。

その理由は、当初は水田耕作をメインとした事業推進でしたが、時代の流れでその様相は一変しました。議案第35号でも申し上げましたとおり、農業後継者が本当にやりがいのある事業としてこれからも推進できるようあらゆる苦難を軽減、排除できることが農業者継続には求められる大きな課題です。国や県におかれましては、農業が国の柱であり、自給自足率を最低50%以上となるよう要望して、この案件を賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第36号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

高鍋は、町道、町道全体から見て、狭い道路が多く存在します。したがって、災害時、避難及びゲリラ豪雨時に冠水することや、排水溝整備が追いついていない箇所が多く存在しています。総括質疑でも行いましたが、町道認定したり延長することについては賛成ですが、整備を伴うものであってほしいと考えます。どこでもここでも町道にしたりすることで確かに開発は容易になりますが、一方では、災害時、どうするのかという疑問も出てきますので、注意をして賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号高鍋町税条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第39号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

これは、老瀬地区における圃場整備であると考えます。確かに、受益者負担からするとこのくらいの負担はあるのかもしれませんが、当然、この負担を軽減する別の方策も考えての負担割合であると認識はしております。受益者負担を言う前に、現在の農業情勢を考えたとき、重要なことは農業後継者問題です。確かに、何年かに一度は野菜の高騰により収入が多くなる時はありますが、それも気分次第と言っても過言ではありません。この町の特産品として何があるのでしょうか。お米、キャベツ、白菜、ズッキーニなどですか。幅広く植えても高く買い取ってくれる市場は遠く、大都会の近くであれば、イタリアン野菜、ヨーロッパ野菜など使えるレストランが多くありますが、県内消費需要は高々知れております。おうち時間が増える中で、農家は共同してつくった野菜を持ち寄り、都会へ送るなどを企画し、取引増加したところも綾町などではあるようです。

したがって、圃場整備の第一は、受益者負担を軽減するか、なくすことです。そのことを考えたとき、受益者負担を強いるこの案件には賛成することはできません。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第41号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第42号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第42号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号道路占用料徴収条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第43号道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、財産管理費委託料の商工会館警備委託料は、教育委員会が商工会館に入居するために、防犯、不審者の侵入の監視、そして不在時の火災の早期発見などのために警備機材を設置するものと説明がありました。

しかし、商工会議所が建設する商工会館には、常時、不特定多数の皆さんが入り出します。教育委員会が1階部分を利用するのですから、もちろん危険性が高いことは初めから

分かっていました。それなのに、1階部分と2階部分の警備を分けて管理するというのはおかしいと考えます。商工会議所が所有する建物です。商工会議所が会館全体を警備し、教育委員会の事務所として安全性を確保、保障すべきと考えます。

高鍋町が74万円もの高い家賃を払うのに、その上なせ、毎月警備費4万4,000円を払わなければならないのか、到底、理解ができません。合わせると、月々78万4,000円の支出になります。

昨年、令和2年6月議会において、2億6,700万円の30年の債務負担行為を設定する際、家賃以外の費用負担はないような説明がありました。それを理由に議会で可決、承認を受けたはずですが。このようなことでは議会での虚偽答弁になってしまいます。議員の多くは、これ以上の費用負担はないものと考えていたはずですが。これでは議会軽視、議員をばかにしていると思われても仕方ありません。

しかし、それでも今回の議案を可決、承認するような高鍋町議会であれば、二元代表制政治の異常事態ではないかと思われてしまいます。私は議員として、このような何でも高鍋町に支払わせればよいというような商工会議所との賃貸契約は無駄で、過剰な支出と判断しております。到底、賛成できるものではありません。反対とします。

そして、そのほかに総務費一般管理費において、住民訴訟により裁判所に訴えられた賃貸借契約締結、差止め請求事件の弁護士委託料89万4,000円、そしてその債務負担行為の追加設定がありますが、町長が違法とみなされる契約をしなければ、このような費用が出ることはありません。もちろん、反対といたします。

また、地域政策課の自治体新電力推進事業費の150万円は調査するまでもなく、高鍋町が取り組むべき事業とは思えません。役場職員の使命は町民への奉仕です。電気、電力の販売や営業活動をするべきではありません。九電や民間企業がすればいいことです。当然のごとく、反対といたします。

今の町長の政策は、本当に町民のためになるのか疑問を感じております。自治体の行政政策の本質は弱者救済と考えております。利益追求が目的の企業や行政を利用しようとする団体を民間連携を理由に、高鍋町の政策が優先するようでは文教の町、福祉の町といわれる高鍋町民が不幸だと感じます。町長は、住民訴訟の裁判において、被告という立場になっていることを重く受け止め、行政執行部の長として深く反省すべきです。

よって、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、反対といたします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

暫時休憩といたしますので、2時まで休憩といたします。

午後1時49分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

いろいろ考えた上での補正あることは十分理解できますが、今回は、私も要望をつけての賛成討論といたします。

まず1点目ですが、商工会館内に入る教育委員会及び先ほど松岡議員からも出ましたが、選挙管理委員会等の警備委託料が審査を進める中で、月額4万4,000円であることが分かりました。この警備委託料につきましては、これからまだ時間もありますし、十分、町と商工会議所で協議の余地があると思いますので、そこを要望したいと思っております。

2点目は、自治体新電力の関係ですが、調査してみないと、今回委託をしますが、なかなか判断がつかないことは理解できます。高鍋町だけが事業者になるかどうかは分かりませんが、私たちには、分かりませんが、とにかく、母体であるこの高鍋町に相当な体力がないとなかなか難しいのではと、私自身、考えております。

そこで、この事業につきましては、調査委託も含め、的確な判断と慎重性を持って、またその都度、議会や町民に報告していただくことを要望し、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと長いので、向こうの席に移らせていただきます。

議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論を行います。

まず、ワクチン接種に関して、12、13日で職員による予約に関して、住民の方からお礼の電話が相次ぎましたことをお伝えしたいと思います。やればできる町長の英断に住民から喜びの声があったことをお伝えしておきます。

この中には、この案件の中には、ひとり親家庭だけでなく、低所得者向けに子ども1人当たり5万円であっても、コロナ禍にある家庭にとっては1月は暮らせる資金です。親は大切な資金、考えて使っていただければ、本当にありがたいと考えます。

また、口蹄疫以降、輸入飼料に頼るのではなく、自らが飼料をつくるというクラスター事業についても補助をし、支援することになっており、手を挙げた畜産業の方がおられるということは一歩進むかなと思います。広大なアメリカの土地と違い、狭い日本での飼料づくりは厳しいものがあると考えます。作付面積及び飼料の内容を充実したものにするためには、専門家のかんりの支援体制も必要となると考えます。ぜひ支援体制を構築されることを要望したいと思います。

地域おこし協力隊の国のシステム支援を使い、今回は有機農業及び観光開発のための人材を活用するようですが、これも多くの自治体では、その人となりで貢献度が大きく差が出ているようです。少ない費用で大きな成果といつても言われます。ぜひ頑張っていたらと思います。

プレミアム商品券については、ひなた券は宮崎県全域で使える仕組みでした。今回は高

鍋町の範囲ですが、これも5町が協力しての発行となれば、大いに盛り上がったと考えます。また、ひなた券については、県外の子どもさんなどは親に対してプレゼントしたり、県外からの利用もあったと聞き及んでおります。町内限定となると疲弊している状況での売上は心配ですが、私の総括質疑に対しても何でも使えるとの答弁でしたので、期待をしたいと思います。

しかし一方で、教育委員会、選挙管理委員会が入居する予定の商工会館のセコムへの警備委託に関しては資料を準備するわけでもなく、口頭での説明でした。今までの管理についてはただ鍵をしていただけなのに、説明で重要な書類があるからということでした。これはどういうことでしょうか。商工会館には役場とは違う多くの方の出入りが時間外にも発生します。それで警備が必要というならば、当然、計画当初からそれは分かっていたはずであり、商工会議所が支払うのは当然の摂理です。それを新たに4万4,000円ものお金を毎月負担させるということは、家賃が78万4,000円に跳ね上がるということにほかなりません。これ以外にも何だかんだと高鍋町からの拠出を促す、ひょっとすると、月に100万円の単位まで上がることも十分に予想されます。ここで許してしまったら、天井知らずで支払うことが出てくる可能性が出てまいります。年数が経過するごとに住民からの不満が続出し、政治不信感が多くなり、今でも低い投票率がますます低くなることが予想されます。

また、新電力はどうでしょうか。延岡市地域新電力会社創業事業計画によると、小林の例が出ていました。小林は90%の出資です。10%の企業は記載されておきませんが、1,000万円の寄附をされた企業であることは容易に判断できます。これがめいりん温泉と同様に1億円の赤字が出たとします。一体、その赤字は誰がどのようにして穴埋めするのでしょうか。町民の税金であることは間違いありません。めいりん温泉も最初の3年間は黒字でした。その間、出資者への配当は行われませんでした。その後の赤字の押しつけもしなかったことは明白であります。延岡の資料を読み、小林の状況を聞く限り、資料から明らかなことは、顧客販売計画、一般家庭、毎月66件、民間業者、毎月60件獲得とあります。小林では役職1名ほか従業員が3名、そのうち1名は市役所職員出向とのことでした。人が雇えないとなると、自治体職員が営業マンとなり、この数字のノルマを達成していかなければなりません。しかも高鍋町は世帯数が少ないので、5町を股にかけて営業を展開しなければなりません。1キロワット10円で仕入れ、15円で販売したとしても、九電にメーターの測り、電線の使用料などを考えただけでもぞっとする計算です。職員は営業マンになる覚悟はできているのですか。

また、小林のように90%出資となると、赤字が1億円となったとき、90%の9,000万円を補填しなければなりません。1,000万円寄附してもらったと喜ぶより、その後の試算をしっかりと今、すべきです。

例えば、高鍋町の職員を使い、時間外を使わず1,000万円の利益が出たとします。僅か900万円の利益にしかありません。職員は時間外をもらわない働き方によって疲弊

し、本来の仕事の遂行が難しくなってきます。また、その営業に会計年度職員を雇おうとしても膨大な人件費が必要ですので、黒字を望むことはできません。ノルマを達成できない人々はどうなるのでしょうか。

この前、我が家に女性の方が家の修繕などの営業に来られました。若い女性です。できるところがあれば何かやってもらえませんか。本当にあの雨が土砂降りの中で傘を差し、説明をされました。「我が家で何軒目」、「どのぐらいの仕事が取れた」と聞きましたら、30軒訪問して、今のところゼロ件と答えてくれました。新電力事業となると、職員がこのように目に遭うかもしれないと思いました。町長、お願いします。信用金庫やキャノンのところへ出資をお願いしていただけませんか。多分、お断りになるだろうとは思いますが、誰もが試算しても黒字とならない新電力に賛成できるはずはありません。これ以上、町長に振り回される町政は御免です。シミュレーションしなくても赤字は分かります。

私は議員になって、水道料金についての諮問委員会に議会代表で出させていただきます。私は諮問された水道料金決定について、当初、執行部から示された水道料金に不満を持っていたため、時間をいただき、試算をさせていただきました。公営企業法に基づき、安心して飲める水を安価で提供できることを試算し、その金額で今まで31年間経過をしてきました。

また、以前、共産党の政府交渉で財務省へ高い金利分の借換えを求めたとき、一般会計分は認められましたが、水道料金はほかの自治体と比較して安いことを理由にその年は認められませんでした。しかし、翌年も同じく、公営企業法の政審をとお願ひした結果、認めていただきました。そのときに借換えを認められた利息削減は約800万円であったと記憶しております。

私は一般質問でも申し上げました。約700億円の仕事をしてきていましたと。町長はどうでしょうか。確かに、めいりん温泉売却により2,000万円は確かに入り、以降の赤字は出すことはありませんでした。しかし、めいりん温泉の運営には、高鍋信用金庫も農協も商工会議所も入っていました。どこが責任を取られましたか。キャノンをはじめ、企業立地奨励補助、固定資産税免除、取付け道路整備など町がつぎ込んだ資金は30億円をくだりません。これ以上の資金を高鍋町の会計から私は出したくありません。

これに加え、商工会館への家賃支払いなどを考えると、悔しい思いで私はいっぱいです。二元代表制であっても数が勝負です。14名のうち何人かが反対したとしても、何とかの遠吠えと言われても仕方ありません。こうやって反対討論でしっかりと数字を示して反対しなければ、選んでいただいた町議会議員として町民に対し申し訳なく恥ずかしいと考え、長くなりましたが、反対の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

なお、只今の発言におきまして、マスクを外しての発言をしたいとの事前に要望があり

ましたため、移動を許しております。

これから、議案第44号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第45号

- 議長（緒方 直樹） 日程第10、議案第38号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について及び日程第11、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

本2件は特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

- 特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 令和3年第2回定例会において、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第38号、議案第45号の2件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、6月9日と6月10日の2日間、審査は第1会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第38号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

今回の一部改正の理由については、固定資産の価格に係る不服審査手続の審査申出などにおける押印及び署名を廃止し、住民の負担軽減及び行政サービスの効率的、効果的な提供に資するため所要の改正を行うとの説明を受け、質疑に入り、委員より、今回の条例の一部改正により行政手続における押印、署名を廃止するというのであれば、それが悪用されるということはないのか。また、防止策は講じているのかの問いに、内閣府が策定している押印見直しマニュアルをもとに判断している。

マニュアルにおける廃止基準は、登記、登記印によらない押印は本人確認の手段としての効果は大きくないため基本的に廃止するとされており、廃止しても問題はないと判断しているとの答弁でした。

議員より、不服申出が出た後の事務の流れはどうなるのかの問いに、固定資産の価格に不服がある方から審査の申出があれば、事務局で審査申出を受け付け、固定資産評価審査委員会で審査することになる。

また、今回の条例改正が可決されれば、審査申出書の押印が不要になるとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億4,356万8,000円とするもので、補正の内容としては、保険事業費委託料の増加に伴う県支出金の増額及び財源調整との説明を受け、質疑に入り、委員より、特定健診の受診率の目標はの問いに、データヘルス計画に基づき、目標50%としているとの答弁でした。

委員より、特定健診審査等事業費の委託料とあるが、事業者はどこかの問いに、委託事業者は、平成29年度プロポーザルの結果で、東京に本社を持つキャンサーズキャン株式会社委託しているとの答弁でした。

また、委員より、国保基金残高は幾らかの問いに、6億1,600万円との答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案について御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第38号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第38号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)に賛成の立場で討論を行います。

コロナ禍にあり、負担を増やさないため、基金からの繰入れなどを行うこと、本当にありがたいことだと思います。

また、高鍋は6億円以上の基金を持ち、急激な税上昇をさせない方針を持っていることにも賛成ですので、賛成の討論といたします。

○議長(緒方 直樹) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(緒方 直樹) これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。したがって、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

追加1日程第1. 議案第46号

○議長(緒方 直樹) 追加1、日程第1、議案第46号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 議案第46号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,030万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億1,946万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、ワクチン集団接種に従事する医療従事者に対する謝礼、町内事業者緊急支援金、キャッシュレスポイント還元事業委託、6月13日に発生した災害に伴う町道2路線の応急復旧及び測量設計委託に要する費用の追加で、財源につきましては、県補助金及び基金繰入金でございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(緒方 直樹) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長(飯干 雄司君) 財政経営課長。議案第46号令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)について、詳細説明を申し上げます。

予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

まず、衛生費についてでございますが、高齢者へのワクチン接種を早期に完了するために県が募集した医師、歯科医師、薬剤師、看護師のリストを活用してマッチングした医療従事者がワクチン集団接種に従事する際の謝礼を計上するものでございます。

なお、財源につきましては県支出金でございます。

次に、商工費についてでございます。

まず、町内事業者緊急支援金についてでございますが、宮崎県独自の緊急事態宣言中の月の売上げが、前年または前々年同月の売上げと比較して50%以上減少した事業者のうち、緊急事態宣言中の営業時間短縮要請に係る協力金を受給していない町内の事業者に対し、県が支給する緊急支援金10万円に高鍋町が5万円を上乗せして支給するものでございます。

また、緊急支援金を振り込むための手数料及び申請する事業者の負担を軽減するため、県の支援金の申請、審査を行う高鍋商工会議所へ受付審査業務を委託するための委託料を合わせて計上するものでございます。

なお、申請事業者数は400事業者を想定しております。

財源につきましては、ふるさとづくり基金繰入金でございます。

次に、キャッシュレスポイント還元事業委託についてでございますが、先ほど可決いただきました高鍋町一般会計補正予算（第1号）において、キャッシュレスポイント還元事業に係る予算1,000万円を計上しておりますが、地域経済の立て直しを加速化するために、宮崎県のキャッシュレス版地域内経済循環支援事業を活用して1,000万円を追加するものでございます。

財源につきましては県支出金でございます。

次に、災害復旧費でございますが、この前の土曜日12日から13日、日曜日にかけての深夜に降りました大雨により、町道坂本・鬼ヶ久保線、通称坂本坂において2か所でのり面崩壊、町道水谷原坂平付・山伏山線、欄干橋の南側から毛作へ上る道路でございますが、1か所で路肩崩落が発生したため応急復旧工事を行うとともに、通行規制用信号などの借上げ、復旧工事のための測量設計委託に要する費用を計上するものでございます。

財源につきましては、財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 8、9ページの災害復旧費で、写真もいただいて分かっているんですが、これはですね、鬼ヶ久保線については、以前のところとどういうふうに違うのか、どれぐらいの面積なのかということ。それでちょっと、面積は延長は書いてあるんですけども、大体、どれぐらい工事費用がかかるのかなと。今度はそれを、多分、見極めるために災害復旧費で上げていらっしゃると思うんですけども、例えば、いろんな形でね、ここはもう予想していたというところなのかどうか、予想外のところなのかどうか、その辺のところはどうなっているんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） お答えいたします。

今回の災害につきましては、お手元のほうに資料を配らせていただいておりますけれども、ほぼ崩壊につきましては、のり面の一番上の部分から土砂が表層的に滑って下に落ち

たものというふうに判断しております。

大体、1か所当たりが大体15メートルと、高さが上のほうが25メートル、下のほうが高さ15メートルほどですので、大体、その間、ちょっと面積は計算しておりませんが、その規模、以前の平成30年で災害を受けました箇所ですぐ横になりますので、規模的には平成30年の被災の規模よりも小さくなっておりますけれども、現在、土砂の崩落しました土砂の撤去作業をしておりますので、撤去して壊れた、土砂が落ちた部分のり面の状況を把握しないと分かりませんが、撤去費用、災害復旧費については、当時、平成30年の災害復旧よりは工事費はかなり安くはなるものというふうに判断しております。

あと、予想をしていたかどうかということですが、通常、私どもも台風とか大雨の警報が出る、事前に警報の出る可能性が高い場合については、それぞれこの坂本坂は毎回見ておりますので、どこかで災害が起きる可能性はあるということは予想しておりますけれども、今回、このような形で崩れるところについては予想をしていなかった次第でございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 水谷原線ですね。この水谷原線は、私、以前通ったときちょっと気になっていたんですけど、やはり道路上に亀裂が入っているところが結構、かなりあるんですね。県道のほうも同じなんですけれども。やはり、そこがやはり崩れたかというような感じでちょっといるんですけど。このような形で、多分、早い段階で崩れるのかなと私は予想、水谷原のほうは予想していましたが。やはり、かなり、これほかのところも点検したら分かると思うんですけど、今回はこの箇所だけをするということではいいんですか。ほかのところもちょっとチェックしながらこれからやっていくということはないんですか。そこがあるかないかだけ教えてください。水谷原の関係。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 現在、大きく被災しておりますのが、この箇所1か所でございます。ただ、通常点検の中で見回りをしておりますので、その部分については点検を、毎日の点検の中で確認をし、ある程度簡単に復旧できる部分等については、随時、補修をしながら、通行の支障にならないようにしていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。すいません、この坂本坂の件なんですけど、建設管理課長には何回も質疑が来ますけど、坂本坂に関しては、これ町道になって、もう何回目になるんですかね、前回は大きな補修工事やりましたよね。もう何回ぐらいになるんでしょうかね、大体。分かれば、お答え願います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 何回といいますと、数多くありますので、ちょっとお答

えしづらいところですけど、私の記憶している、役場に入りまして、それからもう5回以上は通行止めの、被災して、災害復旧で長期止めるという部分は4回から5回以上にはなっているかと思います。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 大変、もうしょっちゅう壊れて、そのたびに金が要る、地元坂本の人たちも全員が全員じゃありませんけど、金食い坂というふうな名前と呼ばれています。

今できております東光寺・鬼ヶ久保線、こっちが早く開通すれば、もうこの坂本坂に関しては地元の坂本地区、鬼ヶ久保地区、あそこを通られる方々と何か話し合いの場を持たれても、一応、直しはしたけど、今後、こっちの東光寺・鬼ヶ久保線ができれば、ここはもう通行禁止にするようなそういう話し合いの場を、今後は持っていけないのかなと思っていますが、その辺りはどうでしょうか。検討してみる価値はあると思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） この部分につきましては、現在、東光寺・鬼ヶ久保線のほう、事業を、バイパス的に事業を進めているところで、その進捗に合わせて、この坂本の今後の、そこが通行可能になれば考えをしたいと思っておりますけれども、現在、バス路線でありますので、通学、高校生、小中学生の通学路ということもありまして、この部分については早急な復旧を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） この坂本・鬼ヶ久保線なんですが、写真を見る限り、上の畑の排水路等がちょっとうまくいっていないのかなと思うんですが、今まで、この横の新しくこないだ壊れた場所をこうしたときに排水路計画はなかったんですかね、排水計画は。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） この畑の排水については、ちょっとはつきり把握していないんですけれども、お手元にお配りした資料の写真、上のほうの写真の崩れているところの左側に、若干、白いところが見えるかと思えます。これ湧水で斜面から噴き出ております。湧水が非常に多い箇所、この湧水の影響で表層部の土砂と一緒に崩落したものとして考えておまして、畑の水、確かに影響はあるかと思っておりますけれども、畑ののり肩の部分は残っておりますので、排水が悪化したという部分についてはちょっと想定しづらいかんと思っています。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） それと、この山伏山線のほうなんですが、これ見ている限り、水道管が布設されていて、そこが水道管を布設したときで、型を入れて、このような壊れ方をしているとは思いますが、湧水が多く、また、こういうところ、ここだけを直すんじゃなくてオーバーレイで全体的に直す方法が一番いいと思うんですが、どうでしょうか。

- 議長（緒方 直樹） 建設管理課長。
- 建設管理課長（長友 和也君） このような路肩の背に入っている部分については、以前、若干、路肩が落ちたところがありまして、その部分を補修した跡でございます。全面舗装、全面的舗装の復旧については、災害復旧上は認められませんので、その部分については、うちのほうの災害査定の受ける中で検討はしたいと思いますが、恐らくできないというふうに考えております。
- 議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。14番、杉尾浩一議員。
- 14番（杉尾 浩一君） ワクチン接種謝礼についてお伺いします。
これは、町内の医療関係者だけにお出しするものですか。
- 議長（緒方 直樹） 健康保険課長。
- 健康保険課長（川野 和成君） この謝礼につきましては、町外の医療従事者に対しまして、県が医療従事者のリストを作成しております。そのリストの中から医者、あるいは看護師を派遣する事業でございます、その方たちに支払うものでございまして、町内の医療従事者ではございません。
- 議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。
- 14番（杉尾 浩一君） では、町内において医療従事者が不足するような場合は、接種をする、医療従事者が接種するような場合が想定されるということによろしいですか。
- 議長（緒方 直樹） 健康保険課長。
- 健康保険課長（川野 和成君） 町内の医療従事者に集団接種の派遣をお願いいたしますけど、それでも、その派遣が、派遣しても足りないといった場合に、県の医療従事者等を派遣していただくものでございます。
- 議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。
1番、田中義基議員。
- 1番（田中 義基君） すいません。キャッシュレスポイント還元事業の中で追加拡充分の中で効果検証経費というのがあります。この内容については、どういった内容で、どういったもの。前は上がっていませんでしたけど、これ県の補助等がついたことによる検証が出る必要があるということで上がったものなんでしょうか。
- 議長（緒方 直樹） 地域政策課長。
- 地域政策課長（日高 茂利君） キャッシュレスポイント還元事業の効果検証についてでございますけれども、こちら、今回、県の支援事業のほうを活用するというところで、その中で効果検証を行えるということになっております。
内容は、店舗コストの効率化などの効果ですとか、キャッシュレスを導入した際の事業者の生産性の向上など、そういったものについてキャッシュレスの事業者さんの持ち得るデータとともに実施後の検証を行った上で、参画事業者様のほうと共有していきたいというふうに考えております。
- 議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第46号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議員派遣の件

○議長（緒方 直樹） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第13. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第13、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第14. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第14、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
-

日程第15. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

- 議長（緒方 直樹） 次に、日程第15、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることを決定いたしました。
-

- 議長（緒方 直樹） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
これで、令和3年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後2時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員